

福長介第4515号  
令和7年3月11日

有料老人ホーム 設置者 様

さいたま市福祉局  
長寿応援部介護保険課長  
(公印省略)

令和6年度における有料老人ホーム等に対する立入検査結果について

日頃より、高齢者福祉について御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。  
さて、令和6年度における有料老人ホーム等に対する立入検査の結果について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

また、FAQにつきましては、下記ホームページに掲載していますので御確認  
お願いします。

引き続き、さいたま市の有料老人ホーム等の適切な運営に御協力をお願いします。

#### 記

●有料老人ホーム等に対する立入検査について

ホームページリンク：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p087562.html>

以上

さいたま市役所福祉局 長寿応援部介護保険課 事業者係 担当：井出・久米川・井樽・宮坂 電話：048-829-1265 FAX：048-829-1981
---

## 有料老人ホーム等に対する立入検査のとりまとめ

## 1. はじめに

令和3年度より、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、毎年度45施設、5年間で計225施設に対して老人福祉法第29条第13項に基づく検査を実施することとしています。

## 2. 令和6年度立入検査実施件数について

年間47施設に対して、立入検査を実施しました。

## 3. 指導及び助言の状況について

年度	指導 (指針等に基づき、書面により 改善を求めたもの)	助言 (指導には至らないが、サービス水 準の確保を目的に伝達したもの)
令和6年度	75件	53件
累計 (令和3年度～)	305件	192件

※令和6年度における指導及び助言内容については別添2を御参照ください。

## 4. F A Qの公表について

主に立入検査における指導及び助言を行ったものについて、設置者及び施設の皆さまがイメージしやすいようF A Q形式で公表します。

また、このF A Qは立入検査を受けた施設と受けていない施設でサービス水準の不均衡が生じないために作成していますので、立入検査の有無に関わらず、内容を確認の上、施設運営の見直しのための活用をお願いします。

## 5. その他

事前提出資料の自主点検表(様式3)や重点事項確認表(様式4)について、立入検査時に疎明資料を求めた際に書類が散逸していること等を理由に、提示まで時間を要することがありました。市の職員に対してのみならず、入居者やその家族等から説明を求められた際に確実な対応ができるよう、適切に資料を管理するようお願いします。特に感染症の影響下においては、可能な限り対応時間を短縮する必要があるため、御協力をお願いします。

●各項目の内容

	確認項目	事例	
		指導	助言
①	業務継続計画(非常災害・感染症)の策定等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の内容が施設の実態に即した内容となっていないことから、計画を見直すこと</li> <li>・訓練の未実施、記録の未作成</li> <li>・研修の未実施、記録の未作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者や職員のための備蓄品の数量について、発災から3日分程度の数量を確保すること</li> <li>・備蓄品の保管場所について、地震や水害に対する影響が及ばない場所を検討すること</li> <li>・職員の参集基準について、施設の立地や入居者の状況を踏まえた内容とすること</li> </ul>
②	非常災害対策計画の策定及び定期的な訓練等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内に施設が所在しているにもかかわらず、水害を想定した訓練を実施していない</li> <li>・非常災害対策計画に定められた頻度で避難訓練を実施していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が夜間に発生した場合を想定した訓練を実施すること</li> <li>・避難訓練に入居者や近隣住民の参加が得られるよう努めること</li> <li>・避難訓練の振り返り記録を作成し、次回の訓練実施に活用すること</li> </ul>
③	衛生管理に向けた取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の会議録の未作成</li> <li>・委員会、研修の未実施</li> <li>・指針の未作成、実態との乖離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針、マニュアル等への研修、委員会の実施回数、詳細等の記載を充実させること</li> <li>・委員会において、日頃のケアを確認し、虐待発見と防止のための検討を行うこと</li> <li>・研修の効果測定を行い、研修内容の充実を図ること</li> <li>・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分であることから、内容の充実を図ること</li> </ul>
④	高齢者虐待の防止及び身体拘束の廃止に向けた取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の会議録の未作成</li> <li>・委員会、研修の未実施</li> <li>・指針の未作成、実態との乖離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針、マニュアル等への研修、委員会の実施回数、詳細等の記載を充実させること</li> <li>・委員会において、日頃のケアを確認し、虐待発見と防止のための検討を行うこと</li> <li>・研修の効果測定を行い、研修内容の充実を図ること</li> <li>・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分であることから、内容の充実を図ること</li> </ul>
⑤	指針その他で定める有料老人ホーム等が遵守すべき事項等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複、根拠不明瞭な金銭(前払金含む)の受領</li> <li>・重説に指針不適合事項が未記載(建物賃借契約に自動更新条項なし、居室・廊下幅の広さが基準未達、便所が居室に近接していない、体験入居実施無し、根拠・目的外の抵当権設定あり、前払金が一部初期償却あり)</li> <li>・入居者の生活・健康状況、サービス提供状況を身元引受人等へ定期的に報告していない</li> <li>・給食施設の届出が未届</li> <li>・実態に即した重説の記載がされていない</li> <li>・入居者の債務として根保証契約を行う場合の極度額の設定なし</li> <li>・居住費等について通常料金と生活保護料金に差がある旨を書面で明示していない</li> <li>・各種研修・運営懇談会等が未実施</li> <li>・運営懇談会の報告内容が不十分</li> <li>・入居者の金銭管理をしているが規程が未策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約解除条項について事前に十分な説明を行うこと</li> <li>・契約書類、規程等の表記において誤解を招くような表現を用いないこと</li> <li>・退去時原状回復の特約(クリーニング代等)について内容を明確に記載するとともに、十分な説明を行うこと</li> <li>・運営懇談会で求められる入居者からの意見の収集、第三者的立場の者への出席依頼、身元引受人等への周知を行うこと</li> <li>・施設で保管すべき記録の充実を図ること</li> <li>・自立者向けのサービスについては、入居者の状況に応じ、包括的な契約方法でなく、個別選択的な契約方法が望ましいこと</li> </ul>

※ 1つの施設において同一項目で改善指導と助言がある場合は、改善指導のみ集計しています。

●指導又は助言に関する集計

	①	②	③	④	⑤	合計
指導	8	11	9	14	33	75
助言	14	14	4	16	5	53

